

制度改革後における社会福祉法人の状況

法人から所轄庁へ問合せが多くあった主な事項

- ・ 評議員会で決議しなければいけない事項
- ・ 評議員会の出席義務者
- ・ 理事の就任承諾書の具体的内容等
- ・ 理事会の開催手順の具体的内容等
- ・ 監事選任時の、同意書の記載内容等
- ・ 社会福祉充実残額の算定における控除対象の範囲
- ・ 社会福祉充実計画の内容の妥当性
- ・ 当法人の取組の「地域における公益的な取組」への該当・非該当
- ・ 財務諸表等電子開示システムの入力方法

(区市については、平成29年6月実施のアンケート調査結果等による)

※ 問合せがない法人については、制度改革への対応状況が不明

問合せ内容から想定される課題

(法人にとっての課題)

○ 法人が必要とする情報が探しにくい

問合せの中には、国及び都で作成したQ&A等により解決できるものもあるが、法改正に係る通知等、情報量の多さから、必要な情報を得られない場合がある。

○ 具体的な手続き・様式が示されていない

通知やQ&Aには、事務レベルでの具体的な記載方法等が示されておらず、新制度における事務の進め方につき、都度確認しなければならない場合がある。

○ 新制度に関する判断が困難

社会福祉充実計画及び「地域における公益的な取組」について、十分な具体例が示されておらず、法人で適法性を判断できない場合がある。

(所轄庁側から見た法人への懸念)

制度改革への対応状況について、現時点では、外形面ではしか把握できない。問合せがない法人も含め、対応状況を指導監督により確認していく必要がある。